

これまでの意見の整理(素案)に対する委員の主なご意見

2. 見直しの方向

(1) 基本的考え方

○宮島委員

独立行政法人は、一律・定量的な経費削減を重視した効率化が求められるが、文化政策のためには、継続的かつ柔軟な予算措置、長期的計画に基づいた優秀な人材の獲得・育成及び財源確保等が必要。独立行政法人制度の枠内の運用改善でこれらを達成することができないのであれば、独立行政法人の良いところを取り入れた新たな法人制度の創設が必要。

(2) 法人の目標設定及び評価

ア 目標の内容等

○宮島委員

企画等から展示・公演までの期間、調査研究又は後継者養成の期間等を勘案し、中長期の目標期間とすることが考えられ、事業環境の変化に的確に対応するため、中期経営計画を1年ごとに更新するローリング方式が考えられる。同方式は毎年度最新の事業環境の変化を織り込んで計画見直しを行うため、年度事業計画が常に中期経営計画の第1年度目に関する計画となり、ゴーイングコンサーン(継続企業の前提)と整合性が取れる。

イ 目標の設定と評価の内容・手続

○上原委員

現在、国立美術館は単独でそれぞれ運営委員会・評議員会等を設置し、5館が一つの独立行政法人として運営委員会を設置しているが、美術館側から見ていかがか。

日本芸術文化振興会の下に運営財団を設けている新国立劇場は、評価が多重になっているのではないか。

○宮島委員

第三者の専門的評価機関については、文化審議会は法律上、国の文化政策等を決定していく重要な組織であるため、文化政策等の決定に直接関わりない組織とすることが望ましい。

評価制度については、自己評価と第三者の専門的評価機関によることとし、重複した評価制度とすべきでない。定量的評価は数値基準等を予め示すことができるが、定性的評価は判断するための考え方や枠組みなどが示されるのみであり、その趣旨を踏まえて国立文化施設等は事業の質や運営の良否を自ら説明できるようにしておく必要。第三者の専門的評価機関は、自己評価報告書だけで評価するのではなく、適宜その実際の事業や運営の状況を把握できることが望まれる。

ウ 評価結果の取扱い

○宮島委員

国立文化施設等は継続することが前提の組織であり、業務継続の必要性自体を検討する必

要はない。

なお、ローリング方式による中期経営計画は、年度事業計画が常に中期経営計画の第1年度目に関する計画となり、ゴーイングコンサーン(継続企業の前提)と整合性が取れる。

(4)コレクションの充実に向けた取組

イ 目的積立金制度の改善、基金の設定等

○宮島委員

長期借入金や債券発行による美術品等の取得は、以下の理由から困難。

- ①当該美術品等からの収益をもって長期借入金や債券の返済・償還ができない。
- ②法人の資産等の担保提供、国等の保証、法人の格付け取得等が必要となる。
- ③返済・償還ができない場合、金融機関や投資家により担保権が実行等される。

(5)法人のガバナンス、国の関与

○宮島委員

国立文化施設等として責任を負える範囲を決めることができれば、国立文化施設等として意思決定できる項目を決められる。

評議員会を置く場合、理事会と評議員会との関係(権限と責任)について要検討。

理事長と各施設の長の関係は、組織内での権限と責任の問題。

(6)組織体制、人員配置の在り方

○宮島委員

独立行政法人の良いところを取り入れた新たな法人制度を検討する場合、法人ごとに新たな法人制度を検討するか、組織を統合した法人で検討するかを考える必要があるが、サービスの質と職員のモラルの低下や組織弱体化の恐れがあるため、経費節減や人員削減を目的とした統合はすべきでない。その際、以下の検討が必要。

- ①組織統合によるスケールメリットの有無
- ②継続的かつ柔軟な予算措置の可否。例えば複数年度にわたる予算執行
- ③財源獲得、公的財政支援、基金の設定、寄附金獲得に貢献するか
- ④専門部門、間接部門、営業部門等の各部門の人員育成に有効か
- ⑤自主性を持たせること、権限移譲は可能か
- ⑥戦略的機能の有無

○上原委員

「事業本部制」「持株会社」といった統合体は、屋上屋を重ねる結果にならないか疑問。

3. 見直しに当たって留意すべき事項

(2)寄附税制の充実

○宮島委員

生前贈与等の活用によるメリットはないか。